

平成 29 年度第 1 回三浦市景観審議会 議事録

1 日 時 平成 29 年 10 月 16 日（月） 午前 10 時 00 分から正午まで

2 場 所 南下浦市民センター 2 階 研修室

3 議 題

- (1) 会長及び副会長の選任について
- (2) みうら景観資産候補の継続審議について
- (3) みうら観光写真コンクールとの協働について

4 報告事項

- (1) みうらビューマップの修正案について
- (2) 平成 28 年度景観法・景観条例届出について
- (3) みうら景観資産認定につながる取組みと認定後の周知の状況について
- (4) 委員の任期中の取組みについて

5 出席者

- (1) 委 員 鈴木委員、中津委員、渡辺委員、伊藤委員、木村委員、上野委員、名倉委員
- (2) 三浦市長
- (3) 事務局 門崎都市環境部長、大滝都市計画課長、鈴木 GL、岩崎主任、溝川主任
- (4) 傍聴人 0 人

6 議題等関係資料

- (1) 資料 1（議題 1 会長及び副会長の選任について）
- (2) 資料 2（議題 2 みうら景観資産候補の継続審議について）
- (3) 資料 3（報告事項 1 みうらビューマップの修正案について）
- (4) 資料 4（みうらビューマップ案）
- (5) 資料 5（平成 28 年度景観法・景観条例届出一覧）
- (6) 資料 6（報告事項 2 平成 28 年度景観法・景観条例届出について）
- (7) 資料 7（報告事項 3 みうら景観資産認定につながる取組みと認定後の周知の状況について）
- (8) 京急のまちマガジン「なぎさ」10 月 1 日発行号
- (9) スライドの写し

7 議事

定刻に至り、事務局（門崎部長）より、本日の資料に係る説明の後、開会を宣言しました。委員と事務

局の紹介を行った後、市長より委員委嘱状の交付がありました。

出席者が半数（7名中7名）に達し、三浦市景観条例の規定により、本審議会が成立していることを報告しました。

傍聴申出はありませんでした。

議題・報告事項については、三浦市情報公開条例第18条ただし書の非公開事由に該当しないことを報告しました。

委員委嘱後初の審議会のため、会長が選任されるまでのあいだ、市長が会議の進行をすることを告げました。

市長より挨拶がありました。

市より撮影許可申出があり、三浦市景観審議会運営要領第7条ただし書の規定に基づき、許可しました。

■議題1 会長及び副会長の選任について

【吉田市長】

それでは、会長、副会長の選任ということで今回、この任に当たらせていただきます。

まず、議題1ですが、三浦市景観条例施行規則第14条第1項の規定によりまして、委員の互選ということになっておりますので、選任の方法について、ご意見等何かありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

【渡辺委員】

鈴木委員さんは、前任期においても会長を務められておりました。鈴木委員さんをお願いしてはどうかと思いますので、皆様にお諮りしていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

【吉田市長】

ただいま、渡辺委員のほうから、鈴木委員に会長をお願いしてはどうかというご意見がございましたが、皆様いかがでございましょうか。

【全体】

異議なし。

【吉田市長】

ありがとうございます。それでは会長につきましては鈴木委員をお願いをしたいと存じます。鈴木先生、よろしくお願ひいたします。

【鈴木委員】

謹んでお受けいたします。

【吉田市長】

よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

次に副会長についてでございます。同条第3項の規定によりまして、会長が指名するということになっております。鈴木会長、いかがでございましょうか。

【鈴木会長】

関東学院大学の中津先生をお願いしたいと思います。

【吉田市長】

ありがとうございます。それでは、中津先生、お願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

【中津委員】

よろしく願いいたします。

【吉田市長】

ありがとうございます。それでは、会長、副会長が決まりましたので、会議進行の任をおまかせしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

【事務局】

ありがとうございました。

それでは、鈴木会長よりご挨拶をいただきたいと思います。鈴木会長、お願いします。

【鈴木会長】

それでは、改めましてご挨拶させていただきます。横浜市立大学の鈴木です。私はこの景観条例を作る懇談会のときから関わらせていただいております。条例ができた当初といまと比べても、状況はいろいろと変わってきておまして、人口、少子高齢化の問題等もあって、選ばれるまち三浦になるためにも、やはり環境の問題やあるいは景観の問題は非常に大事になってきております。開発のありかたなども考える必要もありますし、観光の問題というのも改めて景観まちづくりを通して考える必要があると思いますので、委員の皆様にも忌憚ないご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。ここで大変申し訳ありませんが、市長はこのあとの公務がございしますので、ここで退席させていただきますので、よろしく願いいたします。

■議題2 みうら景観資産候補の継続審議について

【事務局】

それでは、三浦市景観条例施行規則第14条第4項の規定により、鈴木会長に会議の進行をお願いしたいと思います。議長を務めていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【鈴木会長】

それでは、今後の進行について、私のほうで務めさせていただきます。

議題2「みうら景観資産の継続審議について」。こちらについて、事務局のほうから説明をお願いします。

【事務局】

それでは、議題2についての説明の前に、本日の議題と報告事項についてご説明します。着座にて失礼いたします。皆様、スクリーンをご覧ください。

本日の議題は3点です。議題1「会長及び副会長の選任について」は、ただいま終わりました。議題2は「みうら景観資産候補の継続審議について」です。議題3は「みうら観光写真コンクールにかかる協働について」です。

本日の報告事項は4点ございます。報告事項1は「みうらビューマップの修正案について」です。報告事項2は「平成28年度景観法・景観条例届出について」です。報告事項3は「みうら景観資産

認定につながる取組みと認定後の周知の状況について」です。報告事項4は「委員の任期中の取組みについて」です。以上が、本日の議題と報告事項となります。

それでは、改めまして、議題2のご説明に移ります。

はじめに、三浦市景観計画に決められているみうら景観資産の認定までの流れをご説明します。まず、イベントや市民等の要望などを参考に市で候補案を抽出します。次に、この候補案が三浦らしい景観か、構成要素と視点場のどちらとして認定すべきかなどについて、審議会の意見を聴きます。候補とする場合には、審議会で出された意見を参考に候補案に修正を施します。その後、必要に応じて所有者等の意見を聴きます。所有者等の同意が得られた候補案について、候補として正式に選定し、ホームページ等で市民に広く周知します。最後に、審議会に認定に係る諮問を行い、審議内容に基づいた答申を経て、認定を行います。以上が、みうら景観資産認定までのおおまかな手続きの流れです。

こうした手続きを経て、平成29年2月21日付けで、14件のみうら景観資産候補の認定にかかる諮問がありました。これについて、平成28年度第2回審議会において審議され、うち11件をみうら景観資産として認定、1件を継続審議とし、2件を候補の再検討とし、答申を行いました。本日は、継続審議となった1件についてのご報告と審議を行っていただくこととなります。なお、候補の再検討となった「三崎漁港」と「劔埼灯台を望む農地」については、今後新たにみうら景観資産を認定していくときにあわせて検討することとします。

継続審議となったのは、構成要素「岩堂山と農地」です。これについて、候補となるまでの経緯のご説明と、前回審議会後の取組みについてのご報告をいたします。「岩堂山と農地」は、市民まつりのアンケート結果によって抽出されました。市民まつりのアンケートでは、視点場と構成要素のいずれに対する意見が判断できなかったため、フェイスブックで改めてアンケートを実施しましたが、回答数が少なかったこともあり、前回審議会においても、構成要素とするかどうかという議論がありました。また、現地視察時の印象から、「頂上付近からの眺望がすばらしかったので、視点場として認定できないか」との意見がありました。視点場としての認定となりますと、所有者の同意が必要となりますので、まず、視点場の地番等とその所有者の調査を行いました。

視点場は、写真に示した場所です。岩堂山の登山道から頂上に至るまでは、同じ筆に含まれています。この土地について調査したところ、当該地は国有地であることがわかりました。

管理者は、関東財務局横浜財務事務所横須賀出張所でした。関東財務局に対し、意見照会したところ、「岩堂山を視点場とする景観については、不特定多数のものが立ち入ることとなり、国有地の管理上支障がある。また、岩堂山を構成要素として認定することも、ホームページ等で周知されることにより、国有地内への立入りを誘発する可能性があり、好ましくない。以上の理由から、岩堂山をみうら景観資産として認定することは見合わせていただきたい」と回答がありました。以上のとおり、視点場としての「岩堂山と農地」は、立入りに関して、管理者の同意が得られませんでした。岩堂山の頂上を視点場とすると、みうら景観資産認定要領第1条第3号の規定である「一般に公開され、または解放されており、公共の場から容易に眺望できるものであること」という要件を満たせないため、今回は、視点場としての認定を見送らざるを得ない結果となりました。なお、今回の意見聴取は視点場について行ったものです。構成要素についても意見を述べた意図を念のため管理者に確認しましたところ、「審議会の判断で『岩堂山と農地』が構成要素として認定されることは止むを得ない

が、管理者の立場では、いずれの認定についても好ましくない旨を明確に示しておきたい」との意図から、構成要素についても意見を述べたとのことでした。

これまでの経過を整理いたします。まず、「岩堂山と農地」は、構成要素として候補に選定され、平成 28 年度第 2 回審議会で諮問がおこなわれました。第 2 回審議会の議論では、「岩堂山の頂上付近を視点場とした農地の広がり眺望を認定したい」という意見があり、視点場としての認定ができるかどうか所有者の調査や意見聴取を行う必要が出てきたため、次回に結論を見送り、継続審議としました。調査の結果、視点場は国有地と判明しましたが、管理者への意見聴取の結果、視点場としては認定できないことがわかりました。以上の報告内容を踏まえ、三浦市は紹介資料に岩堂山自体は立入禁止である旨を記載したうえで、改めて「岩堂山と農地」を構成要素として、みうら景観資産に認定したいと考えています。

みうら景観資産候補「岩堂山と農地」について、また、構成要素と視点場の定義について、再度ご説明いたします。見る場所を指定せず、岩堂山と農地の双方を、対象物として外から眺めるのが構成要素としての認定です。スライドの紹介資料中でも、複数の場所からの眺めを掲載しております。対する「視点場」は、あるひとつの場所からの眺めを認定するもので、今回は岩堂山の頂上を視点場とし、農地の広がりを眺めることを指します。視点場は立入りを前提としますので、今回は管理者の同意が得られなかったことにより認定できませんが、構成要素については、立入りを前提としない外からの眺めですので、管理者の意見を反映することはできますが、特に規制のかかることではないと考えております。

ご説明は以上となります。構成要素として「岩堂山と農地」を認定したく、ご審議のほどよろしくお願いたします。

【鈴木会長】

いまご説明いただいたとおり、岩堂山については視点場、すなわちそこから見る景観を資産として認定するかということについては所有者の同意が得られませんでした。そこで、構成要素、すなわち見る対象として考えた場合には、認定の可能性はある。ほんとうは市民の意見、市民アンケートのなかで推薦があった候補ですので、できれば認定していきたいと考えますが、構成要素としての認定についても所有者としてはあまり前向きではないという回答なのですね？

これについてご意見いただけますでしょうか。どなたでも構いません。いかがですか。

【名倉委員】

岩堂山っていうのは、国有地ですけども国としてはどういう使いかたをしているのですか。あるいはどういう保存のしかたをしているのですか。

【鈴木会長】

これについてはおわかりになりますか。

【事務局】

普通財産と言うことで、立入りを前提としていない、いつでも売払ができるような財産として管理しているとのこと。特段、公園などへの利用は予定していない土地です。

【鈴木会長】

(市街化) 調整区域内ですから、売買して簡単に使えるようなものでもないもので、長年所有したままになっている、ということよろしいですか。

【事務局】

そういうことだろうと思われます。

【名倉委員】

見直ししろとか、そういうことはあるのですか、(市街化)調整区域の。

【事務局】

農業振興地域のエリア内に含まれておりますので、そちらの土地利用がまず優先するエリアです。なかなか、区域区分を見直す候補になる地域ではないと思っております。

【上野委員】

国有地ということで(みうら景観資産として)認定するのは国としては許可できないのですが、現状では皆さん頂上まで徒歩で行って景色を見ていますし、どこまでが国有地だという認識はないと思います。実態としては、徒歩の場合には堂々といけるけれども、認定はできないと。私も視点場としてのほうが眺めは良いと思います。(紹介資料中では)亀甲山から(岩堂山を)見ていますけれども、実は海側のほうを見たほうが一番、特有な景観なのですね。ですから、景観上からは、海側を見る景観というのがひとつポイントになると思います。

【鈴木会長】

確かにそうですね。前期の委員も、(平成28年度第2回景観審議会当日の現地視察時に)岩堂山の頂上にあがったときに、非常に眺めがよいという意見が共通してあったものですから、視点場としての登録が望ましいというように思ったのですが、やはり所有者の意向を無視するわけにはいきませんので、視点場としては登録が難しいということです。ただ、実態としては、皆さん視点場からの眺望を楽しんでいらっしゃるということですね。

【上野委員】

はい。ひとつ、ビューポイントという点では素晴らしいので、実態が先行してしまっているとは思っています。現状では、立入禁止や、国有地だから入ってはいけないというのは、表示されておらず、非常に線引きが曖昧な感じはします。

【渡辺委員】

私も前回、何十年かぶりに岩堂山に登ったのですが、非常に上からの眺めがよくて、希望とすれば、視点場という位置づけがいちばんよいと思っています。さきほどの管理者の回答を聞くと、非常に冷たく感じたのですが、今後、国有地として売却をする目的があるのかもしれませんが、それまでの間、国から利用できるような前向きな意見がいただけたらなと思います。ダメといわれたらダメなのか、このまま継続してお話すれば、一定期間を設けて入らせていただけるのか、あきらめないで働きかけたほうがよいかと思います。三浦市の一番高いところから、構造物からではなく山の上から見る自然の景色ですから、ほんとうに良いものなので、(今回は視点場としての認定ができなくて)残念ですが、(今後)ぜひ視点場としてできれば良いなという希望ですね。

【伊藤委員】

私はたまたま(現地視察に)行けなかったもので、見ていないで物申すのはあれなのですが、一般的には国が「良いよ」と言ったときには管理責任を問われます。勝手に行っても問われるのですが、国が認知して行って問われるのはまったく違うのですね。まわりのかたも、ひとが集まるのが困るとか、そういう視点があって、みなさん(認定してもよいという)気持ちがあっても良いよ

と言えない。課題としては、今後それをどう解きほぐしていくか。たとえば、三浦市が借地するとか、そういうかたちである一定の管理責任を市が負うようなかたちでないと、視点場はかなり難しいのではないかと。一步踏み出すとすると、観光資源としてしっかりそういったことを三浦市で打ち出していくとか別の要素を整理すべきなのではないかと感じました。自分もいまお話を聞いていて、1回は行ってみたいなと思いましたけれどね。

【木村委員】

岩堂山と言いますと、三浦市に住んでいるかたはほとんど知っていると思うのですよ。視点場ということにしたときに国有地であるからいろいろと問題があると、いう風になったときに、市として国に継続して借用するとか、いろいろと方法はあると思うのですが、それを一方でやっていただくのですが、やはり、国でそうした（視点場としての認定は望ましくないという）お話が出ているのであれば、まずは構成要素として載せておいて、そしてさらに視点場とするにはどうしたら良いか継続して進めていくのが一番かなと私は思います。

【中津委員】

よくある話かなという気はするのですが。管理責任、そこで怪我をしたときに誰が責任を取るのかということに関して、国はお金を使うつもりはないという意思表示ですよね。だけど、国のものであるというのは、ある意味、公共の場と考えることができます。よく、都道府県の管理している河川管理通路と呼ばれているものを地元の市町村が管理移譲を受けて、委託を受けて、その部分を市町村がお金を使って、緑道化するとか、ベンチを置くとかは一般的に行われていることなので。できれば（岩堂山についても）管理として市が受け皿になって、そこで怪我をしたら市を通して保険が下りるとかですね、そちら（構成要素）の方向で進めながらも、グレーのまま運用しながら、片方で決着を書類上（つけられるよう）国と交渉するという。時間かかるかもしれませんが、そういうこと（流れ）を市民に公開して、市民の同意を得て、少しずつ進めていくので良いのかなと。いまのところは公式には立入り禁止ですが、今後駐車場の話とかも出てくると思いますけれども、そうやって二つのことを同時にやっていけば良いのかなと思いますけど、いかがでしょう。

【鈴木会長】

事務局はどうですか。

【事務局】

いま、ご意見をいろいろいただきました。確かに視点場としての難しさというのは、国有地管理者の立場からすると、なかなか厳しい意見しか出ないということなので、視点場については、いろいろな手法で市がまかなって管理できる手法もあると思いますのでそこを見定めながら、今後継続的に視点場にむけた、みうら景観資産の検討をしていきたいと考えています。今回は、木村委員さんからも意見がありましたので、構成要素として認定していただいたうえで、視点場としての認定に向けた取組みもしていければと思います。

【鈴木会長】

あくまで「岩堂山と農地」は岩堂山だけ範囲該当しているわけではなく、周辺の農地も含めた景観を資産として認定すると、将来、視点場として公開できるような可能性について議論する際にも、認知されているということがひとつの交渉の材料にもなるかと思っておりますので、可能であれば、「岩堂山と農地」を構成要素として資産登録するというかたちで進めたいと思っておりますが、いかがでしょう

か。

【上野委員】

構成要素という場合にエリアの特定といいますか、いま（紹介資料中では）赤丸がついているのですけれども、この地区を構成要素として捉えるのでしょうか。

【鈴木会長】

見える範囲ということですので、具体的にどこからどこまでという他の要素についても線は引いていないです。

【上野委員】

岩堂山を中心として、見る方によって違うけれども、その辺一帯を含めてという。農地については、制約条件はないのですよね？

【鈴木会長】

あくまで景観資産の登録は市民の認知を上げていこうというための認定であって、規制を何かかけようというものではないです。

よろしいでしょうか。スライドの赤いところがありますよね、この注意事項はきっちりと記述するということですよ。こちらは公開するときの紹介資料でよろしいですね？

【事務局】

そうなります。

【鈴木会長】

このようなかたちでの登録について、お認めいただけますでしょうか。

【全員】

はい。

【鈴木会長】

ありがとうございます。それでは、「岩堂山と農地」については、登録についての手続きを進めていただければと思います。（答申の）内容と詳細については、文書の記述等については会長に一任していただいでよろしいでしょうか。

■議題3 みうら観光写真コンクールとの協働について

【鈴木会長】

次に、議題3「みうら観光写真コンクールとの協働について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、議題3について説明いたします。皆様、スクリーンをご覧ください。

今年度も、三浦市観光協会と写真コンクールを協働開催したいと考えています。コンクールでは、委員の皆様のみうら景観賞3点を選考していただきます。みうら景観賞は、写真の技術ではなく、景観の観点から特に優れた作品を表彰するものです。これまで、平成27年度については、「後世に残したい三浦らしい景観（みうら景観資産）探し」、平成28年度については、「三浦市から見える美しい風景（三浦市の眺望点探し）」と、それぞれ副題を設けて募集を行っています。例年、コンクール応募作品には、自然景観にかかる写真が多く寄せられています。三浦市から見える自然景観は、とても美しいですが、地域に根ざし、市民に親しまれている景観とは、自然景観のみとは限らないものであ

ると考えております。

みうら景観資産の幅広い認定を行うにあたって、歴史的・文化的景観や、建築物・人工構造物などを抽出する機会として、今年度のコンクールに際しましては、次のような副題設定を検討しております。「三浦市の歴史・伝統を感じる風景」。この副題を設定することによって、市内各所で行われている祭祀祭礼や、戦争遺構等の三浦市の歴史・伝統を象徴する景観をみうら景観賞に選定し、そこから更に、みうら景観資産の認定に繋げていきたいとの趣旨です。この副題案の内容や、設定の可否について、ご審議いただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

【鈴木会長】

ありがとうございます。ご説明にもあったとおり、写真コンクールには圧倒的に海や農地、自然、そういった写真が多くなるということで、少し景観資産としては例えば町並みであるとか、イベントや祭礼であるとか、そういったものも見出していきたいという点もあるように思います。今年度の観光写真コンクールのみうら景観賞の部門のテーマとして、「三浦市の歴史・伝統を感じる風景」と設定したいということですか。いままでの景観資産のなかで、歴史・伝統を感じる風景として登録されているのは、いま何件ありますか？

【事務局】

チャッキラコだけです。

【鈴木会長】

それ以外にはないと。11件認定されているなかで、そのほかは海に関連するもの、自然に関連するもの、あとは風物として大根干しの風景などは加えてはあるという傾向にあると。いかがでしょう。

【上野委員】

私は今回、初めて委員になったのですが、まだこちらに来て2年で、(三浦市に転入した)直接の動機は、全然(三浦市を)知らないときに写真コンクールの写真を見たときにすごく素晴らしかった(ということです)。コメントも素晴らしい。普通だったら目に見えるものを撮るということになるのですが、入賞したその作品は、諸磯(が撮影地)で(諸磯で撮影するなら)普通は富士山やヨットがポイントになるのですよ。ところが、(それ以外のものを撮影していて、)そのコメントがまた素晴らしい。これは静かな波の情景を写している。水面に浮かぶ水鳥を感じていると言う。その写真に感激したのですよ。コンクールとなると(撮影する対象は)どうしても明光であったり、物であったりすると思うのですが、一番三浦らしい本当の基本的な精神、風土を捉えたということと、もうひとつ感激したのは、それを評価するコメント。初めて見たときに「三浦市はこういうものをものすごく大事にしているのだ」というのが伝わってきたのです。個人的なのですが、私はそれがすごく気に入って、三浦市に住みたいと思ったのです。コメントをどなたが書いたかはわかりませんが、たぶんそういうことにいちばん三浦市の景観におけるポイントを置いていると伝わってきたのです。今回委員になって、どういうことをやっているか(というのがわかったのですが)、写真コンクールというのは一番素晴らしい手段だと思っております。これをもっともっと深めていく。今回のテーマもすごく良いと思っております、歴史・伝統を感じる風景。目に見えるものとか遺産とかはだれでも感じると思うのですが、もうちょっと底の深いところのポイント、文化的景観、文化は目に見えないです。そうすると、風土であり、そのひとの暮らしであり、そこからくる大きな文化というもの

を感じているかたが撮ってくれる。例えば有名であるとか、物がよいとか珍しいとかよりも、歴史・伝統というところに文化的要素に重きを置いたコンクールという、もっと内実に迫る三浦らしいものが出てくると思います。次回これをやるというのは、そういうことを期待したい。いまやっている施策としては、すばらしいと思います。こういうことをコンセプトとしたコンクールにしてもらったら、もっと皆さんが三浦らしいというのはどういうことかというのを一所懸命見つけて、撮るといふ。たまたま景観であったり、物であったり、建造物であったりすると思うのですけれども、皆さんが三浦のベースにあるものを見つけてくれるのではないかと思います。期待したいと思います。

【鈴木会長】

コメントが素晴らしいという意見がありました。

【上野委員】

そうですね、そういったところに評価を置いているコンクールは初めてでしたね。

【鈴木会長】

これは審査委員がコメントをつけている？

【渡辺委員】

そうですね。基本的には、みうら観光写真コンクールとしてずっと続けてきて、ここ2年、協働で審議会といっしょにやっているのですけれども、基本的はやっぱり観光の視点から見た写真が非常に多いです。ここ2年、それ以外の部分も、例えばチャッキラコもそうですし、三戸のオショロ流しもそうですし、当然、そういうの（文化的なもの）ももちろんあるので、当然作品としては出てきています。審査するにあたっては、プロの写真家の先生に講評をお願いしておりますので、選定自体は各委員がいて、選定委員のなかで選んでコメントは先生に書いていただいています。プロの目から見たコメントを載せています。

【鈴木会長】

コンクール全体のなかで、みうら景観賞を部門として応募を受けつけているのですか？ この部門にエントリーします、というかたちではなくて？

【渡辺委員】

いいえ。応募は観光写真コンクールに応募して、選ぶ側が特選、準特選とあって、みうら景観賞と。

【上野委員】

（応募者対しては）好きに撮ってくださいと言うのか、それとも今回はこういうところをコンセプトにして写真を撮って、とやっていくのか、そういう趣旨はあるのですか。

【渡辺委員】

テーマはあります。テーマはほとんどもう変わらないのですけれども、「三浦市の四季折々の自然、三浦からの景観、産業等の観光資源を対象としたもので三浦市を内外に紹介するもの」というのが第一テーマで、いままではそれだけだったのですが、審議会と一緒にやるようになってサブテーマをつけるようになって、いま経過としてふたつほど。一昨年は「後世に残したい三浦らしい景観探し」というサブテーマをつけて、どちらのテーマでも応募して良いですよというかたちですね。

【鈴木会長】

ちなみにこちら（京急まちマガジン「なぎさ」）はあとで紹介するのですか。

【事務局】

後ほど紹介します。

【鈴木会長】

これも、景観資産を紹介していただいているということで。

【渡辺委員】

これは京浜急行が作成している「なぎさ」の小冊子なのですが、これはうち（三浦市観光協会）を経由していないで、写真も京浜急行が独自に発行しています。

【鈴木会長】

これは情報提供したということですか？ いま紹介してください。

【事務局】

はい。認定後の周知の状況の部分でもご説明しようと考えていたのですがけれども、こちらは三浦市の観光担当部局からの働きかけで、京急の雑誌「なぎさ」で特集を組んでいただきまして、みうらレンタサイクルでみうら景観資産三箇所を含む市内の景観資源をめぐるマップを作成していただいています。市からは黒崎の鼻の写真を提供しており、景観資産の紹介文についても内容を確認しています。

【鈴木会長】

観光写真コンクールの流れで、景観を紹介するという……

【事務局】

景観資産を認定した流れです。観光担当部局に京急の課長が見えていますので、一緒にタイアップして紹介してもらえる可能性はないかと話をしましたところ、京急のレンタサイクルとあわせて紹介するのはどうかという返答があり、今回このようなかたちで紹介してもらうことになりました。景観資産を認定したあと、これをPRする手段として京急が協力してくれたということになっています。

【渡辺委員】

補足します。観光商工課に京浜急行の職員が任期つきで来られているわけです。課長級として。観光プロモーション担当課長として観光商工課長とは別にいらっしゃるのですが、そのかたが京浜急行とのつながり、観光協会とのつながり、こういうものをうまく繋げていって、京急にはこういう情報、観光協会との関係については、いろいろとホームページの改修を一緒にしています。三浦市には私鉄が一本しかないので、そういう意味では京浜急行も非常に応援していただいている部分がありまして、それでこういう特集を組んでいただいているのだらうと思います。それと、レンタサイクルの関係については、うちのほうでもやっているのですが、非常に最近は、若いかにレンタサイクルを利用されるかたが多くて、ちょっと台数が少ないかなということはあるのですが、海業公社、うらりでも貸し出しをしています。ご存知のように連休とかゴールデンウィークとかになると、車が動かない、バスが動かない状況ですので、そういうときにレンタサイクルを利用されるかたが多いのかなと思います。うちのほうとしてもレンタサイクルには力を入れていきたいと思いますが、京浜急行でも車内の中吊り広告で載せていただくなど、かなり協力をしていただいていますので、電車、バス、自家用車では見られない景観資産には自転車で行ったほうが良いかなと。今後そういうところを進めていけたらなと思います。

【上野委員】

後の議題になるかと思うのですけれども、何をやるかってことでね。いまの点が一番大事な点かと思えます。今日いただいたこういう類（「なぎさ」の特集記事）は最高だと思えます。私もガイドをいっぱい見ているのですよ。でも、断片的でわかりづらく繋がらない。行きかたも自転車でやるとか、こういうところがあると一覽的にするとか、そうしたものがありませんよ。文化と観光というのは相反する要素があって難しいところですが、観光だけが出すぎて酷くなるとかね。三浦の場合には写真というのを使って（発信をするべきではないか）。いまいろんな自治体では、文化的な行事をしていて、観光はひとを呼び集めるけれども、文化というのは発信型になるわけですよ。例えば、（香川県）直島のまちづくりとか、（広島県）尾道とか各地でアートを使ったまちづくりというのはものすごいですよ。直島は農村地帯ですけども。三浦の場合には、ここじゃないかと思うのですよ。こういう発想ですよ。リピーターを増やす意味でもある。（長野県）高遠は、桜でしか有名ではないのですけれども、その時期だけ来るのですよ、皆さん。普段は全然。それを何に使ったかといえば、リピーターでいっぱい見に来るためには、取材を何回も来させるわけです。年に1回しかないから。だから、そういう発想で写真も四季を感じてもらおう。年じゅう来てもらおう。そのためにも、一時的ではなく恒常的に、写真を撮るためではなくて三浦の四季を味わってもらおうためにずっと毎回来て、そのなかで一番素晴らしいのはこれだと。そうすると恒常的に来ますよね。そういうところにもっと力を入れて、ビューポイントというのを柱にして、自転車で回れるとかね、それで三浦半島全体的にリピーターを多くして、尚且つ三浦の文化を発掘してくれると。そういうのを組み合わせていくのがすごくよい方法だと思うのですよ。

観光協会で言うと、市の国保の健康診断のなかで、観光協会からアンケートがあって驚きました。どこが気に入っているとか何がダメだとか市の対応はどうだとか観光的にどうかとか住まいはどうかとか、どういうところが不満であるとか、日常的に感じていること全体のアンケートです。ぜひ（取りまとめたら）見せていただきたいと思いました。

【渡辺委員】

訂正いたしますが、まず、観光協会がアンケートをやったというものではありません。たぶん、別の団体がやったアンケートだと思われます。観光協会は、会員に対するアンケートは行いますが、一般にむけてはまず、実施したことはないです。

（事務局註：後日、集団検診を行っている健康づくり課に確認したところ、上野委員言及のアンケートとは、公益社団法人三浦青年会議所が実施した「三浦市民の意識調査2017」でした。観光に限った内容ではありません）

【鈴木会長】

若干話がずれてきましたので、この件については会のあとでお願いいたします。

議題3、副題の設定につきましてはいかがでしょうか。歴史と文化に焦点をあてて、景観賞のテーマとするということで、よろしいでしょうか。

それでは、本年度のテーマについては「歴史・伝統を感じる風景」ということで、おそらくその解釈はいろいろ出てくるところはあると思いますが、その部分については、選考のときに皆様のご意見を反映させていただこうと思います。

【上野委員】

選考というのは、この審議会の委員で？

【鈴木会長】

コンクールのなかの部門の賞であるみうら景観賞については、審議会の委員が投票するかたちになります。そのときに選定の理由が大事かと思しますので、コメントをつけて選定します。

【中津委員】

本当に自然環境の景観ばかりがそんなに多かったのですか？ イメージとしてはお祭りとか映しているのは自然景観の写真だけど、上野委員の言われたように、言いたいことは文化的なものであるとか、すごく感じたのですけれども。ソフトかハードかというので分けられない写真が多かったような記憶があるのですが。逆にサブタイトルで縛ることによって、出そうと思っていたひとが「ああ、私じゃダメだ」と思ってしまうと、それはちょっと残念かなあというのがあるので、もしソフト系、ハード系というイメージをお持ちでやるのであれば、サイクルで偶数の年は何系とか、奇数の年はソフト系とかそういうことを市民のかたに先に言うておいたら、来年出そうというのはあるかもしれない。基本的には、そんなに偏っていた印象はないのですが、私は。そういう印象をお持ちなのですね？

【事務局】

基本的には、私たちのほうは、観光写真コンクールのなかで景観を探したいという視点になっております。今回、みうら景観資産に認定したなかでは少し歴史や文化の部分が弱いな、足りないなということで、こうしたテーマを設定させてもらって、こういう視点でみうら景観賞を選んでいただいて、みうら景観資産の認定につなげていきたいという考えを持っています。確かに、中津委員のおっしゃるとおり写真コンクール全体の応募のイメージが限定されてきてしまうと、そこは確かにそのとおりです。たくさんの方に応募していただくというのがまず原点としてあると思いますので、この設定が足枷になってはいけないのですけれども、私たちの景観の立場からすると、こういうところに光を当てたいと考えています。

【渡辺委員】

あくまでも観光協会がやっているみうら観光写真コンクールに協働してということで、こういうかたちで三年になるのですけれども、委員の意見等をお伺いしているなかで、やっぱり景観審議会として独自の写真コンクールを立ち上げるという目標を持って、当面は観光協会のみうら観光写真コンクールのサブテーマとしています。将来的には、審議会の写真コンクールで今年度のテーマを決めるというかたちで募集をしていけば、各委員の思われているようなことが反映された写真コンクールになっていくのではないかなと思いますので、何年か後、例えば数年後を目指してそこへ持っていくような流れにしていくというかたちが理想かなと思います。前は 105 点ほど集まっているのですが、これも年度によって多かったり少なかったりというのがあるので、観光のほうに視点をおいた応募者、またはサブテーマに応じたかたが応募したりと二種類あると。できれば、さきほど申しましたとおり、将来的には審議会の本テーマを掲げて募集したほうがよいと考えます。

【鈴木会長】

よろしいでしょうか。確認ですが、これは全体のコンクールのサブテーマということですか？ それとも、みうら景観賞の部分の募集テーマというかたちにされているのですか？

【渡辺委員】

全体です。

【鈴木会長】

全体になるのですね。

【渡辺委員】

はい。テーマがあって、サブテーマがあって、コメントとして三浦市景観審議会との協働により募集しますというかたちでコメントを入れています。それを読んだかたがどちらで応募するかは、本テーマで応募するのかサブテーマで応募するのか、それは応募者の……

【鈴木会長】

応募者は自分で考えて（応募すると）。自然系のものがサブテーマをつけると排除されるということではないのですよね？

【渡辺委員】

ないですね。

【上野委員】

全体テーマというのは、どういうものですか？ やはり観光を。

【渡辺委員】

そうです。読みますね。「三浦市の四季折々の自然、三浦からの景観、産業等の観光資源を対象としたもので、三浦市を内外に紹介するもの」これが本テーマですね。

【上野委員】

包括しているわけですね。

【鈴木会長】

みうら景観賞、我々が選定する部門についてはこのテーマでという、重点的にこれを選びたいという意思表示ですね。中津委員いかがでしょうか。よろしいですね。

【中津委員】

はい。

【鈴木会長】

ありがとうございます。それでは、議題3副題の設定については、「三浦市の歴史・伝統を感じる風景」というテーマで設定していただきたいと思います。

【渡辺委員】

すみません。観光協会がこのテーマを正副会頭に確認をする場面があります。来月初旬にあるのですが、そこで決定していただきます。

【鈴木会長】

そこで初めて正式決定となるのですね。

【渡辺委員】

はい。

【鈴木会長】

それでは、議題3についてはそのようなかたちで進めさせていただきます。

■報告事項1 みうらビューマップの修正案について

【鈴木会長】

引き続き報告事項に移りたいと思います。報告事項は一点一点やりますか？ では、報告事項1

について、事務局に説明をお願いします。

【事務局】

報告事項1について、ご説明いたします。資料3、資料4をご用意ください。

昨年度第2回の審議会にて、みうらビューマップの作成についてご報告予定でしたが、時間の都合上、ご報告できず、審議会の場でご意見を伺えなかった経緯がございました。これにつきまして、バス停の位置を記載し、アクセスがわかるようにするなど修正を加えたかたちでのご報告といたします。

市内の景観を、市内外の方に知ってもらうためのきっかけづくりとして、いくつかのテーマを設定し、それぞれマップの作成を行っていきたくと考えております。マップには、地点ごとに景観を紹介する写真を掲載します。掲載する地点についても、原則コンクール応募作品の撮影場所の中から選定いたします。選考にあたっては、三浦らしい眺望を見ることができる場所かどうか、三浦らしい眺望を撮影している作品かどうか、などを基準としております。すべての基準に関しましては、お手元の資料3に記載してありますので、のちほどご確認ください。

資料4をご覧ください。今回のマップ案は「眺望」をテーマとするため、タイトルを「みうらビューマップ」としています。掲載写真は、平成28年度みうら観光写真コンクール応募作品としました。応募作品の撮影場所31点の中から9点を掲載しています。作品は、全部で12点掲載する予定です。

掲載地点をご説明します。1点目は黒崎の鼻です。鼻のように突き出た地形で、見渡す限りに自然が広がっています。静かな岬ですが、時には荒々しい姿も見られます。2点目は、飛行場ッ原です。東西にまっすぐ伸びる道路は、滑走路として整備されたため、この名称で呼ばれます。道路の脇には畑が広がり、晴れた日には富士山がきれいに見えます。飛行場ッ原については、2点の作品を掲載する予定です。3点目は、三浦海岸です。三浦市で最も長い砂浜海岸です。朝日が美しく、初日の出には多くのひとが訪れます。4点目は、諸磯湾です。係留されたたくさんのヨットのむこうに富士山が見えます。5点目は、亀甲山です。180度のパノラマで農地を展望できます。6点目は、馬の背洞門です。城ヶ島を代表する景勝地です。7点目は、城ヶ島磯場です。ウミウの生息地で、東端には、安房埼灯台があります。時間帯によって、まったく異なる景観が楽しめます。城ヶ島磯場については、2点の作品について掲載する予定です。8点目は、千畳敷と盗人狩です。首都圏自然歩道内に位置し、波が作り出した迫力あふれる地形と、そこに打ち寄せる荒波を見ることができます。千畳敷と盗人狩については、2点の作品について掲載する予定です。9点目は、江奈湾です。県内唯一の泥質干潟を有する湾で、汽水性の魚類が棲息します。渡り鳥の飛来地でもあり、秋や冬には渡り鳥が水面に浮かぶ姿が見られます。以上で、掲載地点の説明を終わります。

最後にマップ作成の流れについてご説明します。資料3をご覧ください。今回、応募作品等を選択し作成したマップ案について報告させていただきました。今後、今回いただいた意見を踏まえ、修正作業を行った後に、掲載作品の著作権者の同意を得ます。その後、最終的なマップ案について、今年度第2回の審議会でご報告し、マップを作成いたします。来年度以降は、作成したマップについて活用を図ります。マップ作成後の具体的な活用については今年度末までに検討していきたいと思いますが、ホームページでの公開や、窓口で配布するほか、イベントとの提携など、多くのひとに手にとってもらえる方法を検討し、有効活用を図りたいと思います。報告は、以上となります。

【鈴木会長】

はい。ありがとうございます。何かご意見ご質問等あればお願いいたします。以前も意見が出ていたかと思うのですが、ビューマップはデザインがすごく大事なのですけれども。市民のかたに気軽に手にとっていただくという意味で言うと、行政資料っぽいまとめになっていますので、これだとなかなか積極的に手が伸びるというふうにはならないのではないかという危惧があります。デザイン案はこれ、このままですか？

【事務局】

ご意見をうかがって反映させたいと考えております。

【中津委員】

（「なぎさ」を示し）これ、よくできていますよ。こちらのほうが持ち歩きたいなあと思いますけれども。

【鈴木会長】

これ、こうやって（二つ折りにして）置かれるわけですよね？

【事務局】

そのとおりです。

【鈴木会長】

チラシのラックに置いても、表紙の上の部分が魅力的でないと手が伸びにくいような気がします。

【中津委員】

（「なぎさ」と並べ）これと並んでいたら、こちら（「なぎさ」）を取りますよね。

【鈴木会長】

表紙の上、3分の1の部分がすごく大事で、特にこれが並ぶので、ここに三浦市のマークもよいのですが、もう少しアイキャッチになるようなデザインにできないでしょうか？

【渡辺委員】

例えば、この地図のうえにみうらビューマップとして書いて、その他の情報はどこかに小さく入れておいたらどうでしょう。本来は写真とか、京浜急行（の「なぎさ」）は写真が入っていますが、ビューマップは位置情報だと思うので、（タイトルが）英語でよいのかは（議論が）ありますが、例えば全部ひらがなで書くとか。タイトルをドンと入れて、その下に地図があれば、手に取ろうかなとなりますよね。「なぎさ」なんかも全部ひらがなでなぎさとまずあって、下に絵がありますよね。そうすると、「あれ？ 何かな」という感じが。こうやって折って文字があると、鈴木先生が言われたように行政資料のようなイメージが強いかなと。

【上野委員】

そうですね。見せるという意味では確かに、いまおっしゃったとおりですね。（目的は）地図があって、行くのが楽しそうだなと、行ってみたいと思う感じだから、それはすごくありますね。あとこの文句だけで言えば、年間の見晴らしのよい眺望ですけれども、もうひとつの何か三浦の大きな、三浦半島一帯ということだから、まず地形的には丘陵ですよ。丘陵と海と農とか。丘陵というのも、今回の岩堂山の景観で出ましたけれども、良いなど。内容は別にして、見えかたでは、地図みたいなのがバンと出たほうが面白いですね。

【中津委員】

これは印刷の便宜上なのでしょうけれども、固有名詞と、アイドルの会員番号じゃないですけども、これ、何か決めたほうがよくはないですか。地図の便宜上、京急は（番号が）こう回り（で付番）だし、市はまた別ですけども、1番は何、2番は何と決めてしまったほうが。こちらとこちらで番号が違いますよね。そういう意識はないですか。今後また（紹介する景観資源が）増えてきますよね。そのたびに黒崎の鼻が今年からは10番になりましたということになると思うのですが。認定した順番で、決め打ちで名詞化したほうがよいかと思いますけどね。あまり、重要じゃないかもしれないかもしれませんけれど。

【上野委員】

素人がぱっと見たときには、（景観計画では）一番に考えかたのコンセプトでゾーンとかゾーニングとか、縦軸とか横軸とかいう発想で景観を見えていますよね、ああいう感じは、全体の景観と言ったときには全部含めてですから、ニュアンスのなかでは、半島のなかにはそういうコンセプトでこういうビューポイントがずっと決まってきたのだというのが（あまり伝わらない）。こういう考えかたも知ってもらいたい。こういう見えかたで半島一帯のビューポイントが決まってきたというのがわかると、じゃあ行ってみようかとそういう感じになるかなと。これ（景観計画）はすごく良いですよ、景観というのをひとことで言い表していますから。

【鈴木会長】

景観計画の要素を取り入れてということですね。

【上野委員】

半島がこういうので成り立っているというのが明快です。これを表しているのがどこか。

【鈴木会長】

皆さん、そのほかにはいかがでしょうか。

これについては、次回の審議会までに所有者、著作権者の同意を得て、案を作ってくるということで、来年度以降、マップを作成して配布するという流れですね。

【上野委員】

あとひとつすみません。こういう観光的なものはいっぱい、いろんなところから出ていますよね。捉えかたが違うかもしれませんが、新三崎八景というのが独自選定しているというのが、こういう（みうら景観資産の）発想とまったく同じように認定しているのですが、こういうのはまったく関係ないということでもよろしいですか。民間が独自でやっているのでしょうか。例えば、打ち出しかたなのですが、鎌倉八景もありますし、金沢八景もありますし、新三崎八景と言うと、歴史に根付いたような印象を受けます。新三浦八景というと、三浦市全体で認定しているような感じを受けますよね。

【鈴木会長】

新三崎八景というのは、どこが選定したのでしょうか？

【事務局】

三浦史跡名勝振興会という市民のグループです。

【鈴木会長】

なかなか難しいところですけども、こちらは景観の多様さを知ってもらうという趣旨でやっていて、多少なりとも地域的なバランスというのも考えているので。

【上野委員】

だいたい～八景というのは、市の認定のもとにというのが普通なので、オーソライズされたような感じがあります。

【鈴木会長】

それを一緒にしてしまうと、ごっちゃになってしまうようなところはありますね。

【上野委員】

そういう位置づけだということがわかればそれはそれでよいのですけれども。

【鈴木会長】

いままで、いろいろと意見をあげていただいて、まずはデザインの問題、なるべく市民のかたに手に取っていただけるということが大事だというような意見。あとはマップの名称自体も考えたらどうかという意見。ナンバリングの問題、景観計画の要素を入れたらどうかという意見、こうしたものを反映していただいて、次回審議会のときに出していただけないかと。

これはデザインをデザイナーのかたに見ていただくということは難しいのでしょうか。

【上野委員】

あと一点だけ。この写真と言うのは、すごく良いですよ、実際に市民のかた、撮られたかたの名前を出すと。これは毎年、こういうかたちで、恒常的にこの写真を使うということですか。

【事務局】

今回の写真は、コンクールの写真で、眺望点探しというテーマで募集させていただいたので、その流れで選定して、紹介するものです。ここから見たらよいという三浦の視点場探しとしての募集だったので、今度は場所を認知してもらう周知活動として、と思っています。デザインが行政っぽいというのは、ご意見として承知しました。

【上野委員】

名前入りで市民のかたがこうしたかたちで（掲載されるのは）嬉しいことだと思います。予算の関係はあるかと思いますが、これを毎年やることによって、ファンが増えていきますよね、「自分の名前が出た」とか。そうすると、毎年作らなければならないとか、隔年とか。できたらこうしたかたちで一般のかたをどんどん公の場に発表させていくと、需要が高まると思います。いまのお考えだと、当初はこれだけ作るということですか？ 一回だけ？

【事務局】

マップのテーマを設定して、これからどんどんと作っていききたいという考えはあります。

【上野委員】

どんどんというのは、毎年という？

【事務局】

毎年ではないのですが、今回は文化・歴史で（みうら観光写真コンクールのサブ）テーマを設定して、これがそこそこ集まれば、マップになるのか、どういったかたちになるかはわかりませんが、周知に使っていききたいとは考えています。

【名倉委員】

よろしいですか。これを作るときに編集は、プロが嚙んでいるのですか？

【事務局】

行政の職員が編集しております。

【名倉委員】

これ、言ってしまうと、予算の話になりませんか？

【事務局】

プロを入れるとなれば、予算化しないとできません。

【名倉委員】

これがよいとか悪いとか話をする前に、予算をつけろという話をしたほうがよいのでは？

【事務局】

毎年交渉はしているのですが、予算はなかなか付きません。

【名倉委員】

いま、先生がたがおっしゃっていることを盛り込んでいこうとしたら、これ、金をかけないとできないよ。

【鈴木会長】

それはやりかたにもよります。例えば、市の広報紙で景観特集というかたちで見開きをもらえれば、それは広報紙のデザインの予算で作ってもらうことは可能です。仮の話ですけれども。よその自治体で、年に1回だけ広報紙に景観特集を入れているのですが、そこは市の広報紙でデザインまで含めてやっていただいたりしています。やりかたにもよりますし、あとはこのようなマップではありませんけれども、広告をいただいて、簡素なカラーコピーのレベルですけれども、それを瓦版のようなかたちで配布している例というものもあるので、工夫のしかたです。市に予算があればよいのですが、財政状況が厳しいというのは我々も理解していますので、それはやりかたでできることはあるのかなというふうに思います。

【上野委員】

こういうのは使いかたですよ。作ったものをどういうふうに活用するかです。普通ですと、例えば駅に行けばあって、来るたびに手に取って、今日はここに行こうかというように、観光客相手に配る。あるいは市民のかたに広報紙的に、市民だけで周知するかたちなのか。どういう目的で作るのかも関わってきますよ。こういうレベルだったら、三浦に来たいというひとに一覧的にぱっと見せて、こういうところが三浦らしいのだと、不特定多数含めて、みんなに配りたいですよ。そうすればわかるし。電車の場合、三崎口しかないですから、じゃあ今日はどこに行こうかな、バスはどこどこに乗ろうかなとかそういう行動しかできません。自家用車は別ですけれどもね。使いかたですよ。

【中津委員】

実際、こういう業者とコラボレーションって、具体的に難しいのですか？ 例えば、京急に1年1回必ず三崎特集、三浦特集してください、そのかわり市として何部買い取りとか、パブリックなところに置いて良いですよとか、でも、京急のお金で作ってください。そういうコラボレーションって。クオリティとして、これ（「なぎさ」）に戦いを挑むようになると、ちょっともったいないなという気がしますけれど。

【事務局】

確かに一緒にやりたいというこちらの要望をお伝えしたのですが、京急にも事業の進め方があるため、こちらも予算を持っていかないとなかなか事業化はできないということでした。そのような中でも京急とのつながりを経てそこまで（「なぎさ」の特集）までは、ご協力いただいたという状況で

す。

【鈴木会長】

印刷物にするとコストがかかるのですが、三浦市のホームページで紹介するくらいは自前である程度できる部分はあるのではないかと思います。やりかたによってコストダウンは可能なので、そのあたりを工夫する余地はあると思います。あまり無理難題を押し付けているというつもりはなくて、民間との協働の例というのはたくさんありますので、そういう方法を目指してご検討いただくというのでいかがでしょうか。

【事務局】

いろいろ意見をいただきましたので、どこがどのような工夫をしてどういうものができるのか我々も勉強させていただいて、工夫をしたいと思っております。

【渡辺委員】

とりあえず今回これをどうするかという部分では、京急との協働などは将来的な話として、いまはこのマップについて、どうするかという範疇に収めたほうがよいと私は思います。

【鈴木会長】

そうですね。このマップについては次回、案がまた出てくるので、それについてご意見をうかがっていきますので。

【渡辺委員】

こうやって見てしまうと、もちろんこちら（「なぎさ」）が良いという話になってしまうので、これはこれであくまでも参考として、それでは、これ（みうらビューマップ）をどうするのかということです。

【事務局】

そうですね、元になるのはあくまでも今日お配りしたものです。どれくらい皆さんの意見を反映したものができるか工夫をしていきたいと思っております。

【鈴木会長】

よろしいでしょうか。若干時間を超過しておりますので、報告事項1は以上としたいと思います。

■報告事項2 平成28年度景観法・景観条例届出について

【鈴木会長】

報告事項2、よろしく願いいたします。

【事務局】

それでは、報告事項2について、ご説明いたします。お手元に資料5と資料6をご用意ください。

条例等の届出状況につきまして、昨年度の状況をご報告いたします。資料6をご覧ください。昨年度は、17件の行為について、届出等手続きが行われました。このうち、2件は国や地方公共団体が行う通知行為です。詳細につきましては、資料5に一覧表を添付してありますので、のちほどご確認ください。

届出行為は13件ありました。行為の内容や景観ゾーニングの内訳を見ますと、行為の内容としては、木竹の伐採が7件で最も多く、開発行為が5件、建築物の色彩の変更が3件、建築物の建築等と工作物の建設等が各2件でした。

景観ゾーニングとしては、住宅地景観エリアが11件で最も多く、農の景観ゾーンが4件、商業地景観エリアが3件、工業地景観エリアと海の景観ゾーンが各1件でした。

次に、手続がされないまま、行為が行われてしまった無届行為は、4件ありました。行為の内容の内訳は、木竹の伐採と建築物の色彩の変更が各2件でした。これらにつきましては、行為の内容等について、事業者より聞き取りを行い、行為の内容自体は、景観形成基準等に適合していることを確認したため、顛末書を提出させ、今後は適切な手続を行うように、厳重注意をいたしました。

報告は以上です。

【鈴木会長】

ありがとうございます。無届の行為については、事業者が対象行為となっていることを完全に知らなかったということですか？

【事務局】

知らなかったというのが2件、あとの2件は、知っていたけれども相手が勘違いをしてしまった件です。協議書に基づいた協議のあと、確認書を交付します。確認書のあと、本来は景観法の行為届出書を出さなければならないところ、もう手続きが終わったと勘違いして、行為に着手してしまい、結果として無届になってしまった案件です。同じ業者による案件です。まったく知らなかったのは2件、こちらは説明したつもりでしたが手続きの流れの錯誤によるものが2件です。

【鈴木会長】

内容的に景観上問題があるとか、あるいは周辺の住民から指摘があった案件というのはありますか？

【事務局】

景観でご意見をいただいている案件と言うと、資料5の10番の油壺の老人ホームについては、まちづくり条例と並行してやっておりましたので、このなかで、住民の意見が出たということはありません。

【鈴木会長】

まちづくり条例の手続きの中で？

【事務局】

そうです。

【鈴木会長】

色彩の基準等について抵触するものではないのですか？

【事務局】

色彩の基準等については抵触しておらず、建築物が大きく圧迫感があるのではないかという指摘です。景観上、あまり油壺らしくないというようなご意見は、まちづくり条例の手続きの中ではいただいております。

【鈴木会長】

これについて、ご意見いかがでしょうか。

【上野委員】

個人的には、三浦市は色彩の基準が厳しいと思っています、よくやっているというか。いろいろ(周辺を)見てみると、若干、蛍光色などを使っている。適用される年次というのはありますか。昔

だったらやったのだけれども、法令はもっとあとですよ、できたのは。そういうのは、昔できたのはどうなるのですか。強制的に変えるのか、昔のままで残しておくのか。

【事務局】

景観条例が制定されたあとについては、これに従ってください。それ以前のものについては、遡って指導するという事は当然ながら、しておりません。

【上野委員】

昔のものは残っていてしかたがない？ 具体的には何年以降になるのですか。条例ができたのは。

【事務局】

平成 27 年です。

【上野委員】

最近ですね。

【事務局】

また、建替えのときに行為の規模が該当したときに指導させていただきます。

【鈴木会長】

いかがでしょうか。無届のものというのが一番問題ではあるのですが、これについては引き続き周知をしていくことになります。また、必ずしも業者が市内とは限りませんので、どうしてもこういう事例というのは、完全に無くなるわけではないと思います。長年景観条例を運営していくところというのは必ず起こりますので、継続的に努力するしか仕様がないうことだと思います。あとは、まずは景観計画に適合していることが判断の基準になるわけで、やはりその他のまちづくり条例等の手続きの中で、景観的に問題ではないかという事例が出てくる場合がありますので、そういった問題について、どういう風に対処していくのかというのもあわせて、きちんと記録を残していただいたほうがよいと思います。問題のある案件、景観の紛争になった案件については、専門家の意見を聴くことができるというかたちになっていますよね、条例の中で。そこまでは行かなかった案件なのですよ、今回の案件と言うのは。

【事務局】

そのとおりです。

【鈴木会長】

そういったかたちでよろしいでしょうか。

【名倉委員】

アドバイザーは置いているのですか？

【事務局】

置いていません。

【鈴木会長】

紛争のような状況になった際は、アドバイスを聞くというかたちですか。

【事務局】

景観に関しては、こちらの審議会に報告などをするということになります。

【鈴木会長】

他の都市では、景観のアドバイザーを置いている例がありまして、私もそうですし、中津先生も何

件かアドバイザーの仕事がされています。但し、すべての案件をアドバイザーにかけていくというのは、財政的にも継続的に予算確保していかなければならないので、それは負担だろうということで、三浦については、そういった紛争が起こった案件については審議会にかける。その場合には、委員の皆様や我々のような専門の人間からの意見を出すという仕組みになっています。

【名倉委員】

紛争が起こったというのは、どういう場合のことを言うのですか。

【鈴木会長】

例えば、景観計画というのは、行為の制限事項という基準がはっきりしていて、これに外れているか外れていないかがはっきりとわかるものというのは、色彩に関する項目です。これは JIS 規格で色が適合している適合していないというのがはっきりしています。それ以外の形式的な項目があります。何々に調和し、などといったものについては、判断に幅が出てきます。届出の基準はまちづくり条例とほぼ同一になりますので、まちづくり条例のなかで非常に多くの意見があったとか、あるいは、建物のデザインの問題で判断がわかる。行政としてもこの問題をなんとかしたい、というような状況になったときには、この審議会に意見を聴くということになります。よろしいでしょうか。

【名倉委員】

事前に届出が出されますよね。そのときに行政側がある程度検討し、その時点で疑問が生じ、あるいはグレーゾーンがあるという場合には、その時にはアドバイザーは噛まないのですか。

【鈴木会長】

事前に意見を求めるということはあるかもしれませんが、アドバイザーという役職は必須の項目にしていません。

【名倉委員】

わかりました。

【事務局】

調査・審議が必要なときに審議会のなかにも出席していただき、議論、意見をいただくというかたちになります。

【鈴木会長】

私に関わっているある自治体では基準を設けて、それにかかる案件はすべてアドバイザーが現地を見て、チェックするというのをやっていますが、むしろそれは少数派で、多くの自治体では何か問題が起きたときには専門家の意見を聴くというかたちに行っている場合のほうが多いと思います。

■報告事項3 みうら景観資産認定につながる取組みと認定後の周知の状況について

【鈴木会長】

よろしいでしょうか。では、報告事項の3をお願いします。

【事務局】

報告事項3について、ご説明いたします。資料7をごらんください。

昨年度第2回の審議会にて、平成28年度景観行政の取組みについてご報告予定でしたが、時間の都合上取り扱えなかったため、これに今回審議会までの取組み内容を加えたかたちでのご報告といたします。

平成 28 年度第 1 回審議会において、今後の景観行政の進め方について意見をうかがったものを取りまとめると、表のとおりとなりました。これをふまえて、平成 28 年度にはみうら景観資産認定につなげるための 3 つの取組みを行いました。ひとつめがサブテーマを設定したみうら観光写真コンクールへの参加です。ふたつめがみうらビューマップの作成です。みつめがみうら景観ギャラリーの設置です。みうら観光写真コンクールとみうらビューマップについては、議題 3 と報告事項 1 にてご説明いたしましたので、ここではみうら景観ギャラリーについてご説明いたします。

みうら景観ギャラリーは、作品形態に関わらず広く景観に関する作品を募集するために、市のホームページに設置しているものです。メールや Facebook の投稿、郵送、窓口提出などにより誰でも簡単に投稿することができ、投稿作品については広く公開しています。設置後、写真 4 点の投稿がありました。また、三浦市で実施しているトライアルステイというイベントとも連携を行い、トライアルステイで知った三浦市の景観について、みうら景観ギャラリーへの投稿を呼びかけるチラシをイベント時に配布しました。まだ、投稿が少ない状況ですが、今後も投稿を募集していきます。なお、ある程度作品が集まった段階で、景観資産の候補として抽出できるか検討したいと考えております。

次に、平成 29 年度以降の取組みについて、ご説明いたします。4 月から、この第 1 回審議会開催までに、認定後の周知のため、2 点の取組みを行いました。1 点目は、みうら景観資産のデジタルサイネージを用いた紹介です。5 月 9 日から、市内 4 箇所を設置されたデジタルサイネージ端末に、紹介資料の投影を行っています。掲載の期間は、今年度末までとなっています。2 点目は、さきほどもご紹介しましたが、観光との連携のための雑誌での紹介です。観光担当部署からの働きかけにより、京浜急行電鉄株式会社発行の雑誌「なぎさ」10 月 1 日発行号にて特集が生まれ、みうらレンタサイクルで、みうら景観資産三箇所（黒崎の鼻、諸磯湾から見える富士山、盗人狩）を含めた市内の景観資源をめぐるマップの掲載がありました。

新たな認定につながる取組みとしましては、景観資源に関する広報を行っております。市で発行する広報誌「三浦市民」10 月 1 日発行号に記事を掲載し、みうら景観資産への推薦を呼びかけました。

ご説明は以上です。

【鈴木会長】

はい、ただいまの報告事項について何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

■報告事項 4 委員の任期中の取組みについて

【鈴木会長】

それでは、続いて報告事項 4、これをお願いします。

【事務局】

報告事項 4 について説明いたします。皆様、スクリーンをご覧ください。

景観審議会が発足して 2 年目の昨年、平成 28 年度は、「みうら景観資産」の認定をテーマとして取り組んでまいりました。年度末に 11 件の「みうら景観資産」の認定を行い、また、本日継続審議となった「岩堂山と農地」への議論をいただきましたことで、このテーマにはひと段落がついた状態です。次は、単年度ではなく、平成 29 年 7 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの 2 年間の任期のなかで、取組み内容を検討しております。

この 2 年間のテーマを 2 つ掲げます。ひとつめは、みうら景観資産認定から一歩先を見据え、「景

観重要樹木・景観重要建造物指定にむけた『みうら景観資産』認定件数の充実」とします。ふたつめは、みうら景観資産から離れて、「景観重要公共施設の指定にむけた取組み」とします。この2つのテーマを掲げ、本年度第2回より取り組んでまいりたいと考えております。

テーマ設定の理由を述べる前に、まずは景観重要樹木、景観重要建造物、景観重要公共施設について、ご説明いたします。三浦市景観計画では、景観重要樹木、景観重要建造物を、こちらの図に示しましたとおり、みうら景観資産に認定されたなかから指定するものとしています。指定に際しては、所有者の理解と同意を得たうえで、景観計画の指定方針に基づき、審議会での調査・審議を経て、指定します。景観重要公共施設は、樹木、建造物とは異なり、みうら景観資産に認定されていなくても、候補とすることができます。周辺景観においてシンボルとなる漁港や公園等の公共施設や、良好な景観を形成し、景観軸となる道路等の公共施設、祭礼、イベント等に活用されるなど歴史的・文化的な側面から多くの市民や来訪者に利用され、親しまれている公共施設を指定します。景観法に基づく整備方針などを公共施設の管理者と協議し、管理者の同意のうえで、指定を図ります。整備方針等の基準を定めることで、良好な景観へ誘導することができます。一方、建造物や樹木については、所有者や管理者に規制をかけることにもつながりますので、指定にあたっては所有者や管理者の理解を得るため、十分な協議の時間が必要と認識しています。

今回、1点目のテーマとして、景観資産に関する内容を掲げました。景観計画上、景観重要建造物や景観重要樹木を指定するには、みうら景観資産の件数の充実が不可欠です。市民に広く景観まちづくりの意識を持っていただく目的からも、啓発・普及活動のためのみうら景観資産の認定は引き続き行うべきものと考えております。また、2点目の「景観重要公共施設の指定にむけた取組み」をテーマとする理由としましては、みうら景観資産を認定する目的のひとつを、制度の面から広く周知したいという思いがあります。いまだ、市民の景観に対する意識形成が十分ではないと思われ、地域主体ではなく、一方的に市民の理解や同意を求める施策の展開となってしまうと、成果自体も得られにくいと考えます。このため、行政側が先んじて景観に対する姿勢を示すという意味からも、第一段階としては、景観重要公共施設の指定から取り組んでいきたいと考えています。実際に、審議会のかかわりとしては、候補の選定、整備方針等に関する事項の検討などが挙げられます。

以上の内容を2年間のスケジュールとして示すと、こちらの表のとおりとなります。字が読みにくい場合には、お配りしているスライド資料の最終ページをあわせてご覧ください。テーマにかかわる取組みとして、今年度第2回審議会にて景観重要公共施設に指定すべき候補案を市より提案いたします。以降、審議会の意見をもとに管理者との協議を重ねていくこととなります。また、景観の普及啓発活動のひとつとして、みうら観光写真コンクールに毎年参加させていただき、みうら景観賞を複数点選出することで、二年に一度のサイクルで行う「みうら景観資産の認定」につなげていきます。このほか、現在普及啓発活動の一環として作成しているみうらビューマップを、実際に平成30年度のイベント等のなかで活用し、景観への市民の意識向上を図るとともにビューマップの活用結果を生かして、新たなマップの作成にも取り組んでいくことを考えております。

以上で、ご説明を終わります。

【鈴木会長】

はい、ありがとうございます。こちらについて、ご意見、質問等ありましたらよろしく願いいたします。これ、報告事項にあたるのか、審議事項ではないかという気がしますが、いかがでしょうか。

前の一期は景観条例の立ち上げの時期ということで、まずはきちっと景観資産の登録を進めようというかたちでやっていましたが、そればかりやってもしかたないわけで、次の一手は何をやるのかということで、景観重要公共施設というのが入ってきたと。ちなみに景観条例を作った際の今後の検討事項として積み残した中にはいくつかありまして、例えば重点エリアと言われる三崎の下町であるとか三浦海岸駅周辺であるとか、そういうところの景観計画をもう少し詳細化していくとか、いくつか今後取り組むべき項目というのが含まれていたのですけれども、そのなかで、まずは景観重要公共施設と、景観重要樹木・景観重要建造物の指定にむけた資産認定件数を充実させるというのを優先順位としては高くしていこうというご提案ということですが、いかがでしょうか。

【上野委員】

今回の資料7で平成28年度の第1回の議論のまとめがありました。抽出に関する議論があり、目指すべき方向と言うのは出ていて、継続的なものだと思うのですが、そのなかで二期、三期目もやっていると思うのですが、今期、引き続き、二回目三回目のときに、つなげるということですね。このなかからどれを重点事項に反映するかというのは当然なされていると思うのですが、新しいアイデアでいうと、この中で言うと、写真に限らないコンクールの開催で絵画とか俳句とかです。いくつか議論に出たけれども、具体的にどうするかという視点が（示されていないものがある）。今日も議論があったとおり、文化的景観を意識した抽出で、祭り・歴史で、文化的景観ってとても広いですが、そのなかで具体的にテーマとしてどうやっていくかとかですね。コンクールの活用のしかたとかがあると思うのですが、連動的に考えているということですよ。毎期毎期。

【事務局】

こちらのテーマはふたつとも非常にボリュームが大きく、行政主導的なものでもあり、このようなものの指定にむけて取り組んでいくというのが骨組みになっているのですが、いま、上野委員がおっしゃったのはどちらかという周知啓発活動に近いもので、私どもも2年間見てきましたが、なかなかまだ市民レベルでは景観に興味を抱いてくれるかたは少数と思っています。こういうものを題材として周知啓発活動を同時並行的に行って、市民のみなさんの考えかたを景観のほうにだんだん移していくように、取り組んでいければよいものと考えております。

【上野委員】

写真コンクールもだんだん質が上がっていくとか深くなっていくとか、意味はありますよね。

【鈴木会長】

そのほかいかがでしょう。おそらく景観重要公共施設の指定にむけた取組みというのは、経験的に言うと、審議会が2年間で今日も含めて4回ありますけれども、そのなかだけでは収まらないと思います。例えば、国道134号線ということになると、三浦市以外が管理しているということになるし、外にも漁港になりますと神奈川県です。そういったものをやるためには、県やその出先機関とかなり調整を重ねないと認めてもらえません。かなり時間をかけてやるなかで、今年度来年度でその口火を切ろうというご提案です。それをご了解いただくという提案でしょうか。

【中津委員】

これ、決めるだけではなくて、決めたあと、どういうふう運用しながら、地域のひとたちに感じ取ってもらうかということを考えると、まちづくり系の他部署や教育委員会を巻き込んで子供たち、小学校3、4年生の社会科の地域啓発や総合学習とのコラボレーションをいまの時期から打合せを

始めて、むこうも、将来どういうふうに教科書として組み込んでいくとか、まちづくりの地域啓発とか、地域プライドとか、地域マネジメントと関連させていくかというのをいまから始めておいたほうが後々よいかと思います。

【鈴木会長】

いろんな主体を巻き込んでいくようなかたちが望ましい。それから……

【中津委員】

そう、決まってからいろいろ動くのではなくて。

【鈴木会長】

地域に発信していくことが望ましいと。いかがでしょうか。市の内部でそういう検討は？

【事務局】

子どもの視点で見る景観資産と言うのは当然あるのではないかと思います。子どもたちが継承していくので、自分の地域を守っていくと言うのは子どもたちに引き継いでいかなければなりませんので、子どもの視点というのも非常に重要なのではないかと。自分の地域に誇りを持って、その景観を内外にアピールできるというのも三浦に住み着いてもらえる大きな要因になるのかなと思います。このあたりについては教育委員会や各学校と連携していきながら、子どもの視点も取り入れていけるよう検討していくべきかと考えます。また、景観重要公共施設の指定は難しい問題もあると承知しております。指定によって、景観に配慮した整備をしていただけるということがありますので、三浦市らしい景観を守るため、指定にむけて取り組んでいけたらと考えております。

【渡辺委員】

教育委員会というお話が出ましたが、小さい子、大人も、城ヶ島に行ったことがないという三浦市民は結構多いです。特にお子さんに景観審議会でいろいろと選んだ場所などに行ってもらい、肌で感じてもらうというのは非常に大事だと思います。住んでいるエリアのなかにあるわけですから。いきなりというのは難しいと思いますので、市内の小学生に、景観審議会で選定されたところ巡りみたいな、そうしたものも含めて、これから将来を担う若い小学生等に知ってもらうというのは大事だと思います。教育委員会との連携というのは、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

【鈴木会長】

学校の授業のなかで取り上げてもらおうとすると、ものすごく時間がかかります。いまもうこの時期に来年のカリキュラムを検討しておりますので、もうしばらくしてから「来年度何かできませんか」と言っても、もうスケジュールが決まっていますから、門前払いをされるケースもあって、かなり早い段階でアプローチをかけていかないと、授業の中で取り組んでいただくのは難しくなってしまうと思います。イベント等ということであれば、もう少し時間はあると思います。

【渡辺委員】

無理のない範疇でというと、例えばビューマップを夏休み前に学校で配っていただくとか、特に説明する必要はないと思うのですが、そういうものを知っていただく機会を与えてあげるとするのはやっぱり大事だと思います。市内のかたむけのビューマップならばなおさら、学校等で配布してもらったほうが有効に活用してもらえるのではないかと思います。

【上野委員】

長期的中期的にしろ、市の他部署との連携、やはり教育委員会と普通であれば文化担当が独立で

あるのですけれども、三浦の場合は文化スポーツ課ですね。市民団体だと例えば文化連盟だとか市で作っている組織があります。そういうところをもっと巻き込む、連携を取るというのがひとつ（課題として）あるのではないかと思います。もうひとつは、地区まちづくり協議会やテーマ型まちづくり協議会と情報交換とか内容を深めるとか連携できるものがあるのではないのでしょうか。あとは事業者ですね。事業者は景観を実際につくる当事者ですから、そういうところに景観の重要性を理解してもらうとか、外部に働きかけること、外部といっしょに動くこと、もちろん市民もですね、そういう動きをしていったほうがよいと思います。

【鈴木会長】

よろしいでしょうか。それでは、報告事項については以上とさせていただきます。いろいろといただいたご意見を取りまとめて、特に報告事項4については今後の審議会の取組みの中に組み込んでいければと思いますので、よろしく願いいたします。外に何かありますでしょうか。なければ、本審議会を終了したいと思いますので、事務局に司会のほうをお返しします。

事務局より第2回審議会の予定を伝達し、閉会を宣言した。

— 了 —